

除雪が困難な世帯への支援制度

高齢者世帯などの間口除雪の支援

市では、高齢者世帯などの間口除雪への支援を行っています。ご近所や家族、親族からの支援が受けられずお困りの方は、お問い合わせください。

▼対象者

おおむね65歳以上の一人暮らし世帯または高齢者のみの世帯で、除雪ができない世帯

▼間口除雪の範囲

玄関から主要道路まで、歩いて通れる分の幅（車が出入りできる幅、屋根からの落雪や通路の範囲外などは対象外）

▼実施基準

その日の朝までに雪が10cm以上降り積もった場合

▼自己負担額

1回 340円
※除雪機を使用した場合、別途料金が発生します。

※1カ月分をまとめて、作業実施者であるシルバー人材センターに支払います。（例：10回作業した場合、3400円）

※作業回数に上限はありません。※対象外の除雪については、シルバー人材センターやその他の業者にご相談ください。（別途料金がかります）

※事前に申し込みが必要です。

申込用紙は子育て・長寿課高齢者支援班（保健センター内）または各地域包括支援センターに備え付けています。申込時は認め印をお持ちください。

☎ 子育て・長寿課 高齢者支援班
☎ 30・0234



高齢者世帯などの雪下ろし・除排雪にかかる費用の助成

市では、自力での雪下ろしが困難な高齢者の冬期間の安全確保と不安解消を図るため、雪下ろし・除排雪にかかる費用を助成します。

▼対象となる世帯

次のいずれかに該当し、自力での除雪が困難と認められ、家族・親族などによる支援もなく、市税を滞納していない世帯
①70歳以上の高齢者のみの世帯
②等級が1級または2級の身体障がい者のみの世帯

▼助成対象となる作業

対象世帯が現に居住する家屋（1戸建・持ち家に限る）で、次の作業を業者などに依頼した場合
①敷地内の除排雪作業
②家屋の屋根の雪下ろし作業
※借家・アパート、小屋、誰も住んでいない居宅（冬期間不在含む）、空き家は対象外です。

※日常的な除雪は対象外です。

▼助成額
1回の除雪作業に要した費用の2分の1

市県民税非課税世帯

1回あたり2万円を上限に2回まで

市県民税課税世帯

1回あたり1万円を上限に2回まで

▼申請期限

令和2年3月25日 迄

☎ 子育て・長寿課 高齢者支援班
☎ 30・0234

自治会を通じた支援

市では、地域の高齢者世帯の間口除雪を実施する自治会などに対し、間口除雪を委託し、高齢者世帯への支援を行います。住民同士の支え合いで、冬期間も安全・安心な地域づくりに取り組みましょう。

▼対象

次の間口除雪を行う自治会など
・地域に居住するおおむね65歳以上の一人暮らし世帯
・高齢者のみの世帯

▼間口除雪の範囲

原則、玄関から主要道路まで歩いて通れる分の幅

▼実施基準

その日の朝までに雪が10cm以上降り積もった場合

▼自治会などが各世帯から徴収

できる金額

1回 340円

▼自治会などが受け取る委託料

1回 802円

☎ 子育て・長寿課 高齢者支援班
☎ 30・0234



雪下ろし業者をお探しの方へ

雪下ろし業者をお探しの方は、下記までお問い合わせください。

- ☎ 鹿角建設技能組合 ☎ 23-6171
- ☎ 鹿角十和田建設技能組合 ☎ 35-4804
- ☎ 鹿角建設業協会 ☎ 23-7511

～依頼にあたっての注意点～

※費用は屋根の形状や面積、作業時間、排雪方法などによって異なります。作業前に業者とよく話し合ってから依頼するようお願いいたします。

※まとまった降雪があった場合は、業者への依頼が集中し、すぐに作業できない場合があります。

利用方法

① 作業の依頼

必要に応じて業者などに直接依頼してください。

助成対象は、12月1日 日 令和2年3月20日 金の期間に作業した分です。

業者以外へ作業を依頼した場合でも補助対象になります。

② 作業にあたって

作業の際は、実施前・実施後の写真を必ず撮影してください。ご自身で撮影ができない場合は、作業を実施する業者などに依頼してください。

③ 作業終了後

業者などに費用を支払ってください。この際、次の内容が記載された領収書を必ず受け取ってください。

- 宛名 ●作業実施日 ●作業場所（○○様宅など） ●作業内容（除排雪・雪下ろしなど） ●領収書発行日 ●業者名および業者印

④ 市に申請書類を提出

補助金交付申請書兼実績報告書に次の書類を添えて、福祉保健センターまたは各支所に提出してください。

- 領収書の写し ●実施前・実施後の写真

⑤ 審査、補助金の振込

市の審査後、助成対象となる方に、交付決定を通知し、後日、指定の口座に補助金を振り込みます。



作業前



作業後

除雪ボランティア大募集中

鹿角市社会福祉協議会では身近に除雪の協力を得られない一人暮らしの高齢者や、障がい者を対象に市民ボランティアによる除雪支援活動を展開しています。

除雪ボランティアの活動内容は主に溜まった雪の除排雪作業で、おおむね1～2回の活動です。協力していただけの場合は個人負担なしでボランティア保険の加入手続きを行いますので、お問い合わせください。

☎ 鹿角市社会福祉協議会 ☎ 23-2165